

福山市特定非営利活動法人  
身体障害者団体連合会

第11号

福山市身連通信

2014 (H. 26) 年3月

発行者 NPO法人 福山市身体障害者団体連合会  
編集者 福山市身連 広報部市身連通信編集委員会  
連絡先 084-983-2411

目 次

第2回 理事会開催 議事	その続き・旧連合会決算	廣島県指導者研修会報告	NPO法人福山市身連 定款9頁	NPO法人福山市身連 定款10頁	定款11頁	定款12頁・規約	"	"	"	前川理事長 受章祝賀会報告	事務局次長 藤井 武儀	その続き・見るラジオ	十二月連絡会・他
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1				

## 第2回 理事会開催

とき  
といろ  
平成二十五年一月二十九日  
福山市市民参画センター

新年を迎えた福山市身連は今年度第二回の理事会を開き、年度末を見据えて法人としての体制へ、色々と整理して行くため運営について話し合いました。

開催のため、理事一九名、監事二名に案内をし、理事一名からは返信がありませんでしたが、それ以外は開催の要件を満たしており理事会として成立しました。まずは理事長挨拶から記載します。

理事長挨拶 前川昭夫理事長

今年の冬もことさら寒い日が多く不順な天候の厳しい日が続いておりますが、皆さん理事会へのご出席ご苦労様です。私たちの連合会も法人化してその体制を整えていこうとしておりますが、先日福山市とも話し合える機会があり、法人化に向けて後押し頂ける話もあつたり、事務所の件でも話があ

りながら、立ち消え状態になつておることなどで、市も多くの課題を抱えていていと言われて、何もなくては我々も新年度に向けて目標が持てませ

今理事会の署名人は  
甲斐賛 副理事長 と  
井上佐智子副理事長に決定

### 一、議事録署名人選任

渡部氏の死亡により神辺町協会の代表である理事（副理事長）が欠員となり、担当であったスポーツ事業は当面菅原晃理事が担当となります。

田上敬二氏が、次年度総会までは理事として選任されないためオブザーバーとして、連絡会、理事会に出席し代行される事を決定。

三、法人前決算と  
本年度中途計算書

平成二十五年度当初から旧連合会としての会計を、年度末まで継続しないとならないものを除き十一月末日で閉めて決算し、旧連合会監査に持ち回りで監査を受けて、

その残額をNPO法人の会計へ移行した事の報告がなされ、同時に以前から基金としてあった定期も法人会計に繰り入れ、十二月末日締めの収支計算書を提出されました。ただ旧連合会会計は、すこやかに設置している自動販売機の名義や、市補助金の名義が残っており、年度末に整理や名義変更等がされるものと思います。

### 四、法人の会計処理の件

法人としての会計は複式簿記できちんと処理し、書式に乗つ取り報告することが義務付けられており、そのことの会計ソフトの操作もなかなか厳しく、その上自動販売機を運営していることは、営利活動となりますので、法人税の対象となりますが、専門の税理士さんに、依頼して、会計の出納した全体の処理をお願いして対処することにしたいと提案され、了承されました。

理事会審議事項  
1～5・その他

## 五、退会・死亡時対応

\*定款にある通りいづれも収めた会費の返還はしない。

\*正会員の死亡がわかつた時は各協会はできるだけ速やかに連合会に連絡されたい。

\*慶弔について多少再考の余地あり。

### (六) その他

1、新年度正会員名簿を各協会へ

口、年度内事業活動として、北部5協会で相談・ふれあいの会を開催、全体に呼びかける。

ハ、法人会計では、事業と管理の部門に分けて各部門の活動は事業会計になる予定。

二、神辺協会の会長死亡で協会運営の資料等の引継ぎがなく、後継者は会の様子、連合会との連携がわからず、新たに再構築する。連合会としても今後それに出来るだけ協力して行く。

前会長の死去に伴い今後の神辺協会の代表者（新年度理事就任予定）となる方を紹介します

田上 敬二 テ720-2114 神辺町上竹田416-47 ☎ 966-1634

### 2013年度福山市身体障害者団体連合会収支決算書

2013年4月1日～11月29日間で決算

#### 収入の部

科 目	決 算 額	備 考
前年度繰越金	163,357	
大会参加者負担金	498,800	全国・中四国・県大会参加
手数料	64,110	自動販売機売上手数料
寄付金	1,003,450	旧市身連
雑収入	14,010	利息等
合計	1,743,727	

#### 支出の部

科 目	決 算 額	備 考
総会費	39,500	総会での要約筆記・手話支援費
会議費	75,248	役員会他
大会参加費	498,800	全国・中四国・県大会参加費
体育大会参加費	127,480	県障害者スポーツ大会参加
光熱費	58,094	霞町事務所電気代
通信・事務費	78,950	電話代、送料
事務用品代	182,323	パソコン・プリンタ・デスク等事務器
事業経費	800	自販機管理費
旅費	33,951	出張費
団体活動費	110,000	協会活動支援費
交際費	5,000	ボランティア謝礼
繰越金	533,581	11月末〆 残高
合計	1,743,727	

この決算を12月8日 監査 坂本耕蔵、大成敏正 両氏に会計監査を受け承られ、

残高 533,581円をNPO法人会計へ繰り入れ

H. 25. 12. 3 於 安芸グランドホテル

# 平成25年度連合会指導者研修会 報告

## 福山市身連副理事長 三島茂

昨年12月の広島県相談員研修会と合わせて、翌日行われた指導者研修会の内容について、宿泊参加された三島茂市身連理事長代行に報告頂きましたので掲載いたします。



### その一 現在の障害者運動～その背景～と題し

広島県身連副会長 大西章雄氏講演

大西副会長は広島県ろうあ連盟の事務所長をされているろうあ者の立場から現在の障害者運動と題して、手話通訳をどうして三〇分程説明され、問題点をお話されました。

また、県ろうあ連盟は現在重複障害者のためNPO法人でアイラブ作業所をやつておられます。

これを拡大し施設を自前で持ち社会福祉法人として、より多くの入所者を増やし、多岐にわたる活動をするためにその施設建設に向け五年計画で、約二億円かかる経費のうち自己資金として五千万円を用意しようと利用者が積立をしたり、募金をしたりして頑張られている様子を非常に強調されておりました。

これを拡大し施設を自前で持ち社会福祉法人として、より多くの入所者を増やし、多岐にわたる活動をするためにその施設建設に向け五年計画で、約二億円かかる経費のうち自己資金として五千万円を用意しようと利用者が積立をしたり、募金をしたりして頑張られている様子を非常に強調されておりました。

\*三島副理事長からの報告には、甘日市協会の組織図とか、福祉法人をめざす会の冊子等の資料も頂きましたが、紙面の都合で割愛いたしました。

研修会最後の意見交換で活性化について討議され、福山と同じく会員の高齢化、若い人の入会のなさ、合併により活動の低下が報告され自助努力や行政への要望が話されたようです。鎌苅会長は前日新幹線で他の行事へ行かれ前川副会長が講評を行つて締めとなりました。

### その二 廿日市市障害者福祉協会事務局長

原本弘子氏による協会活動の報告

NPO法人として活動されるいする廿日市市の福祉協会の活動の様子を原本事務局長が発表されました。事業として六つのテーマを掲げ、ホームページを開設し、障害者の学習事業、スポーツ文化事業や、歩行訓練等の生活やスキルの向上のための事業と、福祉売店、切手類の販売、清掃委託や自動販

売機の事業等年何回かに渡り収益になる事業を行つてている活動の報告がされました。

平成二十四年から二十五年にかけての活動の報告で、福祉協会でNPO法人としての活動をしていところはまだ少なく、各テーマの参加者から盛んな事業に対す

**定款掲載 最終第3回 保存下さい**

る会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

- 2 前項で譲渡する団体の選定は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の機関紙に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長、会計担当役員と、その他必要な職員で構成する。
- 3 職員は、理事を兼ねることができる。

## 第11章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から2015年（平成27年）3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2014年（平成26年）3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員（個人）入会金 0円 年会費 500円
- (2) 賛助会員（個人）入会金 0円 年会費 500円
- (3) 賛助会員（団体）入会金 0円 年会費1口1,000円（1口以上）

- 6 この法人の設立当初の賛助会員（団体）は、福山市身体障害者福祉協会、福山市視覚障害者福祉協会、特定非営利活動法人福山ろうあ協会、松永地区身体障害者福祉協会、芦田町身体障害者福祉協会、駅家町身体障害者福祉協会、加茂町身体障害者福祉協会、福山車イス福祉協会、福山市難聴者・中途失聴者協会、新市町身体障害者福祉協会、神辺町身体障害者福祉協会とする。

- 7 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	前川 昭夫
副理事長	三島 茂
副理事長	村上 友一
副理事長	甲斐 賛
副理事長	
副理事長	井上 佐智子
理事 事務局長	藤井 貢
同 事務局次長	藤井 武儀
同 事務局次長	重藤 弘明
同 会計	白石 憲式
同	鎌刈 拓也
同	江草 忠儀
同	菅原 晃
同	根本 敏太郎
同	門田 潤美
同	小川 愛二

同	栗木原 静男
同	石黒 義美
同	坂本 耕蔵
同	大成 敏正
監事	鴨田 弘道
監事	馬場 朝則

（残りのスペースに再度連合会運営規約を載せます）

## 特定非営利活動法人 福山市身体障害者団体連合会運営規約

### 第1章 理事会規約

#### （目的）

第1条 この規約は本会の定款に基づき、業務執行機関である理事会の運営について定め、業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（理事長代行の選任、第15条第3項）

第2条 副理事長の中から、理事長の職務を代行する者として理事長代行を選任する。任期は定款の定めとする。

（事業別責任者と担当者の選任と就任）

第3条 各事業を円滑に推進するため、理事は各事業をそれぞれ分担し、副理事長を各責任者としてその業務を執行する。

2 理事は複数の事業に担当者として就任できる。

（事業別就任理事の任期）

第4条 事業別に就任した理事は、毎事業年度終了後理事会にて各事業別に就任の理事を延長または変更するか協議する。

（会員の起用）

第5条 事業の責任者は、会員の中から適した者を担当者として業務に充てることができる。

第6条 この理事会規約に定めのないものについては、理事会の議決を経て理事長が定める。

### 第2章 慶弔規約

第1条 役員及び正会員が死亡した場合は、理事会で協議し、弔意を表すことができる。

第2条 本会に対して善行があった場合は、理事会で協議し、感謝状及び記念品等を贈呈することが出来る。

### 第3章 会計規約

第1条 経理の都合上、現金出納については、各事業責任者と理事長もしくは理事長代行の押印を必要とする。

### 第4章 正会員規約

（会員資格の喪失）

第1条 総会に2年続いて代理人出席無しで、表決を提出しない正会員は、理事会の議決を経て資格を喪失させることができる。（第28条第2項）

#### 附則

本規約は、2013年9月1日から施行する。

平成二十六年二月九日 ニューキャッスルホテル

## 前川昭夫様の旭日双光章を祝う会開催

報告 藤井武儀事務局次長

「昨年秋の叙勲で日本盲人会連合副会長前川昭夫さん（福山市身連会長）が長年に渡り殊に視覚障害者福祉の向上に尽力され福祉の発展に寄与された功績により旭日双光章を受章されました。

私はも関係団体にとつても名誉な事で心からお祝い申し上げます。

祝賀会発起人会では、栄誉を称え今後のご活躍を祈念し大勢の関係者出席のもと盛大に祝賀会を開催されました。大勢の来賓より祝辞を受けられましたが、紙面の都合で、羽田市長、小林市会議長のご挨拶（要約）のみ掲載させて頂きます。

福山市長 羽田皓様

（代読） 廣田 要 副市長様

のある人の福祉の  
向上にご尽力された  
ご功績のたまもので  
あります

本日は前川昭夫様の旭日双光章を祝う会にお招きいただき、誠に有難うございます。また発起人の皆様方に厚く御礼申し上げます。

前川昭夫様、この度は受章誠におめでとうございます。今回の受章は本市と致しましても大変喜ばしく、名誉な事であります。心よりお祝い申し上げます。この栄誉は、前川様が長年に亘り、障がい

障がい者相談員に就任されピヨアカウンセラーとして地域の障がいのある人の相談支援に取り組んでいただいています。また、二〇〇四年から九年間福山市社会福祉審議会の委員として、専門的立場からご意見をいただくことで、本市の福祉行政の推進に携わっていました。さらに、その謹厳実直なお人柄から、現在、日本盲人

二〇一四年二月九日  
福山市長 羽田 皓

福山市議会議長 小林 茂裕 様

福山市議会議長の小林でござります。市議会を代表いたしまして、

一言お祝いのご挨拶を申し上げます。前川様、この度の旭日双光章の受章、誠におめでとうございます。障がい者福祉、とりわけ、視覚障がい者福祉の向上における多年にわたるご活躍が高く評価され、

で陰で支えて来られたご親族をはじめ、関係者の皆様も喜びはひとしおの事と拝察致します。前川様は、県立盲学校中等部時代から福祉活動に身を投じられ、今日まで

障がいのある人の自立と社会参加における共生の実現に向けた活動に取り組まれ、本市においては、

会連合副会長、広島県視覚障害者団体連合会会長・・・（中略）・・・等数多くの要職を務められており、本市のみならず、全国でご活躍されています。今後も豊富な経験をもって、本市の社会福祉の発展のため・・・以下略

福山市議会議長 小林 茂裕 様

障害者団体連合会副会長」に就任され、以来二〇年あまりの長きにわたりご活躍になっております。

また、前川様の豊かなご経験に裏付けられた、優れた見識と誠実なお人柄は、多くの方々の信頼を得るところとなり、平成一八年四月より「社会福祉法人日本盲人会連合副会長」に就任されておられます。前川様は、これらの重責を担われる中、障がいのある方々が安心して地域で生活できるよう、相談員として長年活動され、その権利確立や社会参加の促進、社会福

祉の・・・ 次ページに続く

議長あいさつ 続き

増進に大きく貢献してこられたのあります。また「福山市社会福祉審議会評議委員」や「広島県障害者自立支援協議会委員」等の公職を歴任され、当事者としての率直な意見を述べられるなか、県や本市が推進する障がい者福祉施策の充実に多大なるご尽力をいたしております。

これまでのご功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げるものであります。・・・中略・・・

これまで培われた知識と経験を活かし益々のご活躍をご期待し明るく住みよい地域社会の実現に向けてお力添え賜りたくお願い申し上げます。・・・以下略

二〇一四年一月九日

福山市議会議長 小林 茂裕

受章者お礼の言葉

前川 昭夫 さん

平成二十五年秋の叙勲に際し、図らずも旭日双光章の受章の榮に浴し、誠に身に余る光栄と恐縮致しております。これもひとえに皆様方の多年にわたる心温かいご指

導ご支援の賜と深く感謝申し上げます。この上はこの光栄に恥じる事のないよう一層精進をいたす所存でございますので今後共よろしくご鞭撻の程お願い申し上げます。最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昭和18年	広島県福山市で出生
昭和40年	広島県立盲学校高等部理療課程 卒業
昭和43年	福山市に採用される。市民病院勤務
平成 5年	広島県盲人協会会长・県身連副会長に就任
平成 7年	福山市視覚障害者福祉協会会长に就任
平成10年	厚生労働大臣表彰（団体功労賞）を受賞
平成15年	福山市身体障害者団体連合会会长に就任
平成18年	社会福祉法人日本盲人会連合副会長に就任
平成25年	旭日双光章を受章

前川昭夫氏のあゆみ（要約）

## 時代は進歩！

### ラジオも見る時代

新聞によりますと、「エフエムふくやま」というFMラジオ局の放送は聞こえない人にも見える放送だそうです。

福山市地域のコミュニティ放送のエフエムふくやまは以前から地域に密着したラジオ放送をされておりますが、FM放送と言えばエリアは狭くても音質が売り物で、音楽関係の放送が得意分野と思つていましたが、それより福山という土地にしっかりと腰を据えた番組を数多く放送されていて、最近はラジオと言うより、その番組をネットで配信されているので、それを見ると、まるでテレビを見ているのと同じようです。

その番組の中で、第3火曜日の朝の時20分頃から福祉情報のコーナーがありますが、約10分間、

この取組みは昨年12月からスタートされたようですが、この企画は社協とエフエムふくやまとのタイアップで始まっていて、今このところ社協の手話担当の方は1人しかおられず、多くの番組で同じように手話放送とは行かないようです。

もうあの方たちから今後に大変期待されているようですが、テレビの放送の中では手話をされてる場面はよく見ることがあります。が、「ラジオ放送」を見るってことはネット時代でないと出来ない

ラジオを聴いても音の聞こえない「ろうあ」の方たちもこれを見ると放送の内容を理解することが出来るようになります。

9

# 平成25年12月月例連絡会 & 総務会検討議事

## 1、月例連絡会 (市民参画センター 12月17日)

- ・旧連合会の会計を閉めて、法人会計へ一本化する準備を整える。
- ・団体賛助会費を徴収予定であったが、領収書の関係で来月必ず徴収する。
- ・来年度 NPO法人として事業計画・予算案を立てるため、各事業部が事業計画とその予算案を立てて、それをまとめて法人としての案を作る用意をする。
- ・これまで旧連合会では4月第3日曜日に総会を開催する慣例になっていましたが、法人としての年度末活動報告等の締めの行事が多く、今年は4月に総会準備の理事会を開き、5月に総会開催になる模様。
- ・市身連の理事長である前川昭夫氏の勲章受章の祝賀会が開催予定で、連合会からも出来れば出席願いたい。

## 2、総務会 (すこやかセンター団体活動室 1月16日)

- ・理事欠員への対応
  - \*理事の選任は総会で決まることになっており、それまで欠員でおく。
  - \*副理事長も一名欠員で、理事揃ったところで、互選で決定
  - \*前理事の担当であったスポーツ事業は、菅原理事が担う。
- ・旧連合会の会計を年度末まで残すものを除き決算し、理事会に提示する。
- ・新年度から法人会計を確定させるため、会計処理を税理士に委託予定。
- ・今後、事業部から計画書と稟議書をつけて経費を会計に請求して受け取り事業後に精算する。
- ・自動販売機の名義が新年度から、法人名義となり納税が必要になります。
- ・先般徴収した、正会員の会費の領収書を事務局より発行します。
- ・理事長祝賀会に連合会から（個人的に）出席いただいた中から、芦田の甲斐さんに挨拶をお願いする。

### 編集委員会より



私たちの連合会はNPO法人として全くの初心者マークの状態でこれから法人として成長して活動したいと思っておりましたが、ここのことこのニュースが続いています。O法人として聞きたくなかった女性代表はうその利用者を申告して補助金を不正受給していたとして逮

たと言って投げ出した代表たちが逮捕されました。また、地元広島県でも精神障害者の地域活動支援センターを運営しているNPO法人の理事長だった女性代表はうその利用者を申告して補助金を不正受給していたとして逮捕されています。このようないで活動をしようとしている私たちの団体にはこんな悪知恵の働くメンバーやいませんが、こんなニュースが悪くなる一方で、大変情けないです。(M)